



目 次

告 示	ページ
○保安林の解除予定の通知 (治山林道課)	1
公 告	
○土地改良事業の計画変更の適否決定 (山田堰井筋土地改良区) (農業基盤課)	1
高知県選挙管理委員会告示	
○高知県知事選挙における選挙人名簿の選挙時登録の基準日の定め (10・16揭示)	1
○高知県知事選挙において手話通訳士による手話通訳を付して政見を録画する放送事業者の定め	〈 〃 〉 1
◎高知県選挙事務執行規程の一部改正	〈 〃 〉 1
◎告示（その病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長を不在者投票管理者とする施設の指定）の一部改正	〈 〃 〉 3

告 示

高知県告示第469号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和元年11月1日

高知県知事 尾崎 正直

- 解除予定に係る保安林の所在場所  
高知市土佐山高川字久礼木2017の32、2017の33、字コトノ左古2040の6、2042の2、2047の30
- 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 解除の理由  
道路用地とするため

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、山田堰井筋土地改良区の土地改良事業（維持管理）の計画変更は、適当と決定したので、

次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和元年11月1日

高知県知事 尾崎 正直

- 縦覧に供する書類  
(1) 変更後の土地改良事業計画書の写し  
(2) 変更後の定款の写し
- 縦覧期間  
令和元年11月1日から同年12月2日まで
- 縦覧場所  
高知市役所、南国市役所及び香美市役所
- その他  
この決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第50号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第14条第2項の規定により、令和元年11月24日執行予定の高知県知事選挙における選挙人名簿の登録について公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第3項に規定する選挙時登録の基準日を次のとおり定めた。

令和元年10月16日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

令和元年11月6日。ただし、年齢については、令和元年11月24日。

高知県選挙管理委員会告示第51号

政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年11月自治省告示第165号）第8条第7項の規定により、令和元年11月24日執行予定の高知県知事選挙において手話通訳士による手話通訳を付して政見を録画する放送事業者を次のとおり定めた。

令和元年10月16日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

手話通訳士による手話通訳を付して政見を録画する放送事業者  
日本放送協会高知放送局  
高知さんさんテレビ株式会社  
株式会社高知放送  
株式会社テレビ高知

高知県選挙管理委員会告示第52号

高知県選挙事務執行規程（平成7年2月高知県選挙管理委員会告示第11号）の一部を次のように改正する。

令和元年10月16日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

別記第1号様式を次のように改める。

別記

第1号様式 (高知県議会の議員及び高知県知事の選挙の投票用紙) (第5条関係)

(その1) (高知県議会の議員の選挙)

こうほしやしめい 候 補 者 氏 名	<div style="border: 2px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <h1 style="margin: 0;">県議</h1> </div> <p>(注意)</p> <p>二 一 候 補 者 の 氏 名 は、欄 内 に 一 人 書 い て く だ さ い。 候 補 者 で な い 者 の 氏 名 は、書 か な い で く だ さ い。</p> <p style="text-align: right;">選 挙 投 票</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; text-align: center;">       高 知 県 選 挙 管 理 委 員 会 之 印     </div>
-----------------------	---

折り目

- 備考 1 用紙は、折り畳んだ場合において、なるべく外部から文字を透視することができない紙質のものを使用する。
- 2 投票用紙に押すべき印は、県委員会の印を刷込み式にする。
- 3 投票用紙は、片面印刷の方法による。

(その2) (高知県知事の選挙)

こうほしやしめい 候 補 者 氏 名	<div style="border: 2px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <h1 style="margin: 0;">知事</h1> </div> <p>(注意)</p> <p>二 一 候 補 者 の 氏 名 は、欄 内 に 一 人 書 い て く だ さ い。 候 補 者 で な い 者 の 氏 名 は、書 か な い で く だ さ い。</p> <p style="text-align: right;">選 挙 投 票</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; text-align: center;">       高 知 県 選 挙 管 理 委 員 会 之 印     </div>
-----------------------	---

折り目

- 備考 1 用紙は、折り畳んだ場合において、なるべく外部から文字を透視することができない紙質のものを使用する。
- 2 投票用紙に押すべき印は、県委員会の印を刷込み式にする。
- 3 投票用紙は、片面印刷の方法による。

**附 則**

この告示は、令和元年10月16日から施行する。

**高知県選挙管理委員会告示第53号**

平成18年12月高知県選挙管理委員会告示第102号（その病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長を不在者投票管理者とする施設の指定）の一部を次のように改正する。

令和元年10月16日（掲示済）

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

1 病院の表中

「

医療法人岡本会さくら病院	吾川郡いの町鹿敷162番地
--------------	---------------

」

を

「

医療法人岡本会さくら病院	吾川郡いの町鹿敷162番地
医療法人光生会森木病院	吾川郡いの町3674番地

」

に改める。

2 老人ホームの表中

「

社会福祉法人香南会ユニット型特別養護老人ホームもとか	高知市長浜4975番地
----------------------------	-------------

」

を

「

社会福祉法人香南会ユニット型特別養護老人ホームもとか	高知市長浜4975番地
社会福祉法人ふるさと自然村特別養護老人ホームふるさとの丘（短期入所）	高知市朝倉己1149番地106
有限会社アーバンエンジニアリング有料老人ホームとも	高知市北久保2番39号
医療法人尚賢会ショートステイはるか（短期入所）	高知市大津乙2705番地1
社会福祉法人香南会ユニット型特別養護老人ホームもとか（短期入所）	高知市長浜4975番地

」

に、

「

社会福祉法人ふるさと自然村軽費老人ホームケアハウス安芸	安芸市川北甲1812番地15
-----------------------------	----------------

」

を

「

社会福祉法人ふるさと自然村軽費老人ホームケアハウス安芸	安芸市川北甲1812番地15
社会福祉法人土佐厚生会特別養護老人ホーム八流荘(短期入所)	安芸市赤野甲561番地の2

」

に、

「

社会福祉法人榊の木福祉会特別養護老人ホーム夢の丘	四万十市右山2041番地18
--------------------------	----------------

」

を

「

社会福祉法人榊の木福祉会特別養護老人ホーム夢の丘	四万十市右山2041番地18
社会福祉法人南海福祉会短期入所生活介護事業所四万十の郷	四万十市安並字東丸5803番地
社会福祉法人南海福祉会空床型短期入所生活介護事業所四万十の郷	四万十市安並字東丸5803番地

」

に、

「

社会福祉法人ごほく静和会特別養護老人ホーム吾北荘	吾川郡いの町下八川丁1676番地
--------------------------	------------------

」

を

「

社会福祉法人ごほく静和会特別養護老人ホーム吾北荘	吾川郡いの町下八川丁1676番地
社会福祉法人ごほく静和会特別養護老人ホーム吾北荘(短期入所)	吾川郡いの町下八川丁1676番地
社会福祉法人伊野福祉会軽費老人ホームケアハウスいの	吾川郡いの町波川560番地2

」

に改める。

4 保護施設の表中

「

高知市誠和園	高知市横浜4番地2
--------	-----------

」

を削る。